

研究ノート

ツンフトの本質について

— 研究史の現状と問題点 —

林 毅

一

改めて言う迄もないことであるが、わが国の西洋史（西洋経済史、西洋法制史、西洋社会史、西洋文化史等々あらゆる分野を含む）学界においては、西洋における研究史・学説史の状況を常に正確に把握し続けることが必要不可欠である。それは、日本人にとっては外国史に他ならない西洋の歴史を、われわれが日本人（東洋人）としての立場と問題関心に従って研究を進めていくに当っては、まず何よりも、西洋において西洋の学者が生み出した研究成果の中から役に立つ重要な事柄を学び取ることがどうしても必要であるからに他ならない。

研究史・学説史の整理紹介という仕事は、以上のように必要不可欠であってしかも極めて重要なものであるのならば、それは常に正確に、そして可能な限り客観的になされなければならないであろう。言いかえるならばその仕事は、偏った立場からなされたものであったり、独断と偏見に満ちたものであつては決してならないのである。

ところで近年わが国において、ドイツにおける中世都市史、特に中世都市経済史について、その研究史・学説史を最も精力的に紹介されてきたのは田北広道氏である。田北氏の歴大な業績がわが国の学界に対して一定の貢献をなしてきたことは言う迄もないし、私自身も氏の仕事の中から数多くの有意義な教示を与えられてきた。

ところが極めて残念なことに、私は田北氏の研究史・学説史の紹介を丹念に読めば読む程、そこには客観性と正確さの点で大きな問題があることに気づかされてしまったのである。それが具体的にいかなるものであるかを、西洋中世都市研究における最も重要な問題の一つであるツンフトの本質に関する問題に絞って、以下で明らかにしていきたいと思う。

一一

さて、田北氏がドイツにおけるツンフト・手工業史の研究史・学説史を整理紹介した論稿の中で最も重要なものは「西欧中・近世のツンフト・手工業史に関する最近の研究動向―西ドイツ学界を中心に―」（福岡大学商学論叢三二―三・四、一九八七年）であるから、以下これを取上げて考察を進めることにする。この論稿は、一九六〇年以降のドイツ史学の研究動向を明らかにすることを目的として書かれたものであるが、この目的を果たすために田北氏は、法制史、社会史、技術史の三分野に分け、それぞれ代表的業績を取上げて検討を加えるという方法で叙述を展開されるのである。そして、法制史の分野に関しては、H・ホーフ、R・シュレーダー、及びW・キュヒラーの著作を、社会史の分野に関しては、M・ミツテラウアー、R・S・エルカール、及びK・シュルツの業績を、そして技術史の分野に関してはW・シュトロマーその他の業績を取上げ、その内容を整理して紹介している。

そしてその結論としては、田北氏は次のように述べられる。「最近のドイツ学界では、分野の如何に関わりなく、これまで長い間支配的地位を与えられていた（我国の一部の研究者の間では今日もなお依然として踏襲されている）いわゆる「生業」説が、根本的批判にさらされてきている。すなわち、ツンフト規約のいわば奇木細工的な分析を通じて親方手工業者の対内的平等・対外的独占政策を検証し、このツンフト原理に象徴される彼等小生産者の利害の貫徹をあらゆる問題に適用して考える生業説が、理論・実証の両面から俎上に載せられ、そして定説の座から退けられてきているのである。一方では、ツンフト規約の史料的人格が、その作成主体・景気変動と絡めて幾重にも問題とされ、また規約で定められた法的規範と現実との間の乖離が指摘されるなど、生業説の拠って立つ史料基盤の狭隘性や史料処理方法のもつ難点が浮彫りにされ、定説の立論の基礎自体が大きく掘り崩されてきている。他方では、家族史・職人史研究の進展、手工業史研究における統計的手法の定着、及び技術史研究の急旋回によって、小生産者利害の貫徹と親方のもとの家父長制的・家族経営的關係を軸に組み立てられてきた静態的ツンフト論の限界が浮彫りにされ、定説の理論的骨格自体が揺さぶられてきているのである」⁽²⁾。

以上に引用した田北氏の結論がはたして正しいものであるかどうかをこれから吟味しなければならないが、その前に田北氏が言うところの「生業説」というものがいかなる内容のものであるかを、（田北氏がこの点については触れていないので）明らかにしておくかなければならない。

三

周知のように、十九世紀以来ツンフトについて最も重要な問題とされてきたのは、ツンフトの起源（成立）と本質

をめぐる問題である。起源と本質とは深く関わるが、まず起源の問題については、十九世紀から二十世紀にかけてドイツ（西欧）の学界において次のような説が提起された。⁽³⁾ すなわち、「コレギア説（ローマ起源説）」（ツンフトの起源を、後期ローマの手工業者団体、すなわち市場警察と営業警察を執行したコレギア *collegia* に求める）、⁽⁴⁾「荘園法説」（ツンフトの起源を初期中世の荘園内部に存在した隷属的手工業者の団体に求める）、及び「アムト説」（ツンフトの起源を、市場統制の必要上、都市君主が上から組織化して作り出した手工業者団体（アムト）に求める）である。

ところがこれらの説を最も鋭く批判しながら、最も豊かな内容をもつ「アイヌング説（自由な結合説）」を確立したのがゲオルク・フォン・ペロウであった。すなわち彼は、特にその論文「ツンフト形成の動機」⁽⁵⁾において、要約すると「ツンフトは、自由な都市手工業者達の自由な結合（アイヌング）によって結成された。彼らがツンフトを結成した動機（目的）は純粹に経済的なものであり、最も重要な基本的動機は、加入強制の意味におけるツンフト強制（市内において同種の営業を営む者を全て強制的にツンフトに加入させる権限）を獲得することによって不都合な競争を排除し（すなわち営業を独占し）、成員の営業を守ることであった」という説を詳細に展開したのである。

このアイヌング説は、その後ドイツの学界において最も有力な説、ないし支配学説としての地位を獲得していったが、例えばマックス・ヴェーバーもこの見解に従ってツンフトの説明を行っているので、次にヴェーバーの叙述を引用しながら、もう少し詳しくこの学説の内容を明らかにしておきたいと思う。

まずツンフトが目的としたものは、「生業の地盤が窮屈となり競争が激化してゆく脅威に対して、良き市民に相應しい繁栄をツンフト構成員に保障すること、すなわちツンフト仲間のそれぞれをしてその伝統的生業を保持せしめ、この伝統的生業において生活を続けさせること」⁽⁶⁾であった。そしてこの目的を達成するために、ツンフトは对内政策

と対外政策との二つの政策を実施し、その政策によって、対内的には機会均等（労働の規制）、対外的には営業の独占という機能を果たしたのである。

ツンフトの政策をより具体的に述べるならば、対内対策としては次のようなものが実施された。対内政策は、ツンフト成員の間に、チャンスの均等をもたらすという機能を果たすために行われたが、チャンスの均等をもたらすためには、「親方の誰かにおいて資本がずばぬけて増加することを抑制する」ことと、「資本の不平等なる増加の結果として生ずる親方間の分化も阻止する必要があった」⁽⁶⁾から、ツンフトは、労働過程の規制（伝承と違った仕方での労働することの禁止）、商品の品質の監査、徒弟と職人の数の規制と監査、原料購入の規制（ある仲間が他の仲間より早く原料を入手することの阻止）や原料の共同購入、分業を技術上の工程別分化によってではなく、最終生産物別の分化として行わしめること、親方が他の親方や商人のために労働することの禁止、市場強制、廉売禁止、価格公定等の政策を実施したのである。

次に対外政策は、営業の独占を目的として行われたものであり、このためにツンフトはツンフト強制（同種の営業を営む者をすべて強制的にツンフトに加入せしめる）を実施し、更なる場合によっては地域的独占政策（禁制圏政策）を実施した。そしてその政策の実現を確実ならしめるために、ツンフトは営業警察権や営業裁判権を獲得し、権力を背景にして政策を実施したのである。

以上に紹介したのが、田北氏によって「生業説」と呼ばれているところの、ツンフトの起源と本質に関する最も有力な古典的学説であり、それはむしろ「古典理論」ないし「アイヌング説」と呼ばれるべきものであると思うが、田北氏が生業説という言葉を用いているので、以下においてもこの言葉を用いて叙述を進めていくことにする。

四

ではしからば、以上のような生業説（古典理論、アイヌンク説）は、一九六〇以降のドイツ学界におけるツンフト・手工業史の諸研究によって、先に引用した田北氏の言葉の通りに全く批判され、否定されてしまったのであろうか。以下、田北氏が紹介している叙述の内容に忠実に従いながら見ていくが、法制史の分野における三つの業績のうちまず第一のH・ホーフの著書『ツンフト法における競争。シュタインハルデンベルクの改革に至る、ツンフトと都市、帝国とランダースヘルによる競争規制のための行動の歴史』（一九八三年）は、「ツンフト、都市当局、ランダースヘル及び帝国を担い手とする競争制限のための政策の史的展開の追跡を、その狙い」としたものだ、「記述方法の点では生業説のそれ：を完全に踏襲し」ており、従って生業説を些かも批判したり否定したりしてはいないのである。

二番目に取上げられているR・シュレーダーの著書『中世後期の労働制度に寄せて。黒死病以降の時代の中世労働法についての一叙述』（一九八四年）は、標題通りの内容の研究であるが、それを紹介している田北氏の叙述に従う限り、そこでは生業説に対する批判や否定は全く行われていない。

第三の業績はW・キユヒラーの著書『禁制圏法。都市と農村との経済的・法的絡み合いへの東方定住からの寄与』（一九六四年）であるが、これは「禁制圏法の故地とも見なせる：東方植民地域のシュレジアとメーレンを対象としたケーススタディによって」、「G・シュモラーとK・ビュッヒャーによって展開された、独自の経済発展段階論にその起源を有する」禁制権に関する「従来の定説に根本的な再検討を加える」ことを目的としたものにすぎず、生業説に対する批判や否定を目的としたものではないのである。

では次に、田北氏が紹介する社会史の分野における業績はどうであろうか。

先ず第一はM・ミッテラウアーの二つの論文、「ツンフト手工業における家族経営的構造に寄せて」(一九七九年)、及び「中世後期・近世初期の都市社会における家族と労働組織」(一九八四年)である。これらの研究は、田北氏が詳しく紹介しているように、十六世紀以降のオーストリア(特にザルツブルク)においては、手工業経営は必ずしも父から子へと世襲されたわけではないこと、及び家族(妻と子)の協業率は必ずしも高くなかったこと、以上の二点を実証的に明らかにし、「ツンフト手工業全般につき家計と労働組織の一体性を主張してきたこれまでの支配的学説を根本的に退け、…近世初期に経営と家計の広範な分離を強調する結論を導き出している」ものにすぎず、生業説を批判したり否定しているものでは全くないのである。

二番目に取上げられているのは、R・S・エルカール編の論文集『中世後期・近世初期のドイツ手工業。社会史／民族学／文学史』(一九八三年)であるが、田北氏はこの中から六本の論文を選んで紹介を行っておられる。まずエルカールの巻頭論文「学際的な手工業史の問いかけと問題」は、学際的研究の方法について述べたものであり、次にU・デイルマイヤーの論文「中世後期の建築関係手工業者の労働条件と賃金に寄せて」は、「手工業文化と経済変動との並行的考察というエルカールの提言を受けて、経済変動を計るバロメーターとも見なせる物価・賃金史の問題に検討を加え」たものである。更にW・ライニングハウスの論文「『全き家』と職人ギルド。中世後期の親方・職人関係について」は、中世後期以降、親方・職人間の家父長制的関係が解体に向かうことを論じたものであり、W・レーネルトの論文「ニュルンベルクツンフトなき都市」は、商人Ⅱ都市貴族専制支配の確立したニュルンベルク手工業制度の特質を概観したもの、M・マターの論文「手工業の社会史としての手工業の民俗学? 民俗学による手工業研

究に関する概観の試み」は、「ドイツの民俗学における手工業史研究の歩みを克明に辿つ」たもの、そして最後にJ・ライヒェルの論文「ニュルンベルクのハンスローゼンブリュートの文学作品における手工業と労働」は、「十五世紀前半の甲冑工ローゼンブリュートの手になる手工業を題材とした一連の文学作品を分析することを通じて、…手工業者の自己意識を探つ」たものにすぎない。従つて田北氏の叙述に従う限り、この論文集は全体として、生業説を批判したり否定したりしたものでは全くないのである。

第三の業績はK・シュルツの著書『手工業職人と賃金労働者。一四—一七世紀上部ライン・上部ドイツ都市史に関する研究』(一九八五年)である。「そこでは、上部ライン・上部ドイツ諸都市を対象とした堅実な史料分析を基礎に、職人遍歴、職人組織、ツンフトへの加入諸条件の変遷、及び職人の生活諸条件と密接な関連をもつ物価・賃金と、実に広範な問題領域が相互連関のうちに取上げられている」が、この研究は、生業説そのものを批判したり否定しているものでは全くないのである。

では最後に、田北氏が取上げている技術史の分野における業績はどうであろうか。

ここでは田北氏は、最近はずんフトの持つ近代化阻害的性格、ないし技術革新への敵対性に対して疑問が提起されていることを紹介した上で、具体的業績としてはW・シュトロマーのものを取上げている。それを見ると、まずシュトロマーがW・エンドライと連名で発表した論文「一四・一五世紀中欧における技術的・水力的発明とその革新者」(一九七四年)は、「中世後期中部ヨーロッパに水力・畜力利用が広く普及したその要因を探つ」たものにすぎず、もう一つの論文「中世後期における革新と成長。誘因としての針金水車の発明」(一九六二年)も、ニュルンベルクで十五世紀初頭に発明された針金製造用水車が社会経済史に及ぼした影響を明らかにしたものであり、いずれも生業説

を批判した研究ではない。むしろシュトロマーは、「ある発明・革新が人間の労働に取って代わり、それによって明らかにツンプト成員・市民の生業が脅威にさらされるような場合には、社会政策的な観点からそれは禁止ないしは制限される」と結論づけることにより、生業説の正しさを論証していると言えるのである。

かくしてわれわれは、田北氏が紹介している法制史、社会史、技術史三分野のいずれの業績も、生業説そのものを批判したり否定したりしてはいないものであることを、田北氏の叙述それ自体によって明らかにすることができた。にも拘らず田北氏は、結論の部分においては、先に引用したように、「生業説が根底的批判にさらされてきている」とか、「定説の立論の基礎自体が大きく掘り崩されてきている」とか、「定説の理論的骨格自体が揺さぶられてきている」とか述べているのである。

このことをわれわれは、一体どう受け留めたらよいのであろうか。

私が本稿の始めの部分において、「田北氏の研究史・学説史の紹介を丹念に読めば読む程、そこには客観性と正確さの点で大きな問題があることに気づかされてしまった」と書いたのは、一つには以上のような事実を踏まえてのことなのである。

本稿で引用した田北氏の結論の部分の叙述について、もし純粹で正直な若者が、「あれは嘘であり、出鱈目ではありませんか」と問うたならば、私はそれに対して「ノー」と答えることはできないであろう。

わが国の西洋史学界においては、西洋における研究史・学説史の整理・紹介が重要な意味を持つが故に、それは可能な限り正確で公正に客観性を備えた形でなされなければならない。客観性と正確さを欠いた紹介は、若い世代の研究者や専門領域を異にする研究者に対して甚大な被害を与え、研究の進展に大きなマイナスをもたらす恐れがあるこ

とを、私は憂うるのである。⁽⁸⁾

五

私が判断する限り、ドイツの学界においては今日なお、ツンフトの本質については生業説が最も有力な学説、ないし支配学説として君臨している。

その証拠をいくつかあげていくが、まず第一に、ドイツにおける中世都市研究の第一人者の地位にあったと言われるエンネン女史の主著の一つ、佐々木克己訳『ヨーロッパの中世都市』（岩波書店、一九八七年）⁽⁹⁾の叙述を見るならば、「ツンフト制度の核心はツンフト強制、すなわち、よそ者手工業者を排除することと、当該手工業の経営をツンフト仲間だけに許可することである。この形態のツンフト強制は、既に一一四九年のケルンのシーツ織業者の規約の中に見られる。すなわち市内で（都市周壁の内側で *infra urbis ambium*）シーツ織業を営もうとする者はすべて、そのブルーダーシャフトに加入しなければならぬ、というのである。ツンフトはそのメンバーが生計をたてていく活動の余地を確保する役を果したが、主要な手工業都市にあっては、その他に、販路地域を確保するための商品の品質確保の役も果していた」⁽¹⁰⁾と記され、生業説がその有効性を維持しているのである。

次に、ドイツの大学の歴史学部で中世史入門の概説書・必読文献として広く知られていると言われる、H・K・シュルツェ、千葉徳夫他訳『西欧中世史事典』（ミネルヴァ書房、一九九七年）⁽¹¹⁾においても、「外に対して同職組合は、まずカルテル的機能を備えた強制団体として現れた。同職組合制度が完全な形で展開している都市で、手工業ないし営業を志す者はだれであれ、当該職種と同職組合へ加入しなければならなかった。組合仲間だけがその職業を営めたか

らである。「同職組合強制」Zunftzwangは同職組合の親方に独占的地位を与え、都市・農村の非同職組合手工業者（「いかさま師」Pfuschen、「もぐり」Bönhasen、「妨害者」Stören）に対して措置を講ずる機能を与えた。禁制圏設定権（バインマイレンレヒト）を手段に同職組合は、村々に定住する手工業者の競争を排除しようとした。：

同職組合は、「販売」期間と品質「基準」を定めて監視し、労働時間の遵守をチェックし、職人や補助労働者の賃金最高額を決定し、必需品の原料の購買と価格形成を取り締まり、このことによっても手工業の経営と生産に介入した。さらに親方がそれぞれ「公正な生計」Gerechte Nahrungを確保できるように、場合によっては個々の親方が雇用できる職人・徒弟数を制限した。：⁽¹²⁾と記され、ツンフトの本質の説明は完全に生業説に従ってなされているのである。

第三に、中世後期のドイツ都市について、到達されている研究水準を示しながらその全体像を概観しているイーゼンマンの書物においても、「ツンフト強制が、ツンフトの経済的・営業的側面の核心である。ツンフトの経済的活力と権力はツンフト強制に基づいている」と記された上で、より詳しい説明がなされている。

第四に、ドイツ中世都市について、東西ドイツの統一後に初めて書かれた概説書であり、旧ドイツ民主共和国の歴史家であった研究者の作品である著作においても、「ツンフト強制の中に、中世都市の手工業者団体の本質的要素が示されている。ツンフト強制は、ツンフト成員のみに手工業経営を許可し、都市内外における競争を排除するか、少なくとも制限することによって、小生産者を保護し、彼に十分な生業を保障しようとするものである。ツンフト強制は、特に農村手工業者及び非ツンフト都市手工業者、いわゆる「もぐり」、「妨害者」及び「いかさま師」に対して向けられた⁽¹⁴⁾」と、完全に生業説に基づく叙述がなされている。

最後に、私の手許にある最新の（一九九九年刊）ドイツ法制史の詳細な概説書においては、ドイツにおける最も有名な法制史学者の一人であるディルヒャーがツンフトについてかなり詳しい叙述を展開しているが、その中でも「ツンフトは家族を含めたその成員に対して、都市経済の中における生計、いわゆる“Nahrung”を保障した」と明確に記されている⁽¹⁵⁾、生業説がなおはっきりと維持されていることをわれわれは認識することができる。

かくしてわれわれは、以上のような具体例を通じて、今日なおドイツの学界においては、生業説が支配学説として存在している事実を明確に知らされるのである。

しかし以上の事實は、ツンフトの本質を説明する理論として生業説が今なお有効なものとして維持されているということであり、既にこれ迄の研究によってツンフト及び手工業に関する歴史像は全てが描き尽されて、研究が完結してしまっているということでは決してない。ドイツにおいても、ツンフト史・手工業史の研究には未開拓の分野がまだ残されているのであり、そうであればこそ、田北氏が紹介されているように、経済史、法制史、社会史、政治史、文化史、技術史、民俗学等の分野が互いに協力しながら、視野を近世に迄拡大して、ツンフトと手工業についてより豊かで多面的な歴史像を描き出していくための真摯な学問的営為が展開されつつあるのである。ただ忘れてならないのは、生業説を前提にし、それを維持しながら研究が進められているということである。

五

最後に、日本の学界の現状と展望について簡単に記しておきたい。

ツンフト史・手工業史の研究は重要な研究領域であるにも拘らず、わが国においては、ドイツ中世に関してみても、

故伊藤栄教授の業績を筆頭に、ある程度の研究はなされてきたものの⁽¹⁶⁾、研究は比較的なおざりにされ、本格的究明の仕事は乏しいという状況が長く続いていた。

そのような状況の中で、わが国の学界に対してツンフト・手工業史研究の重要性を再認識させ、新しい地点に立つて研究を大きく前進させた最大の業績は、社会経済史学会第五大会（一九八七年）において、「都市共同体とギルド」という共通論題の下で行われた諸々の研究報告であった⁽¹⁷⁾。この成果により、わが国の中世西欧ツンフト・手工業史研究は、そこから出発するべき新たな地点、ないし研究水準を獲得することができたと言うことができる。

この業績に触発され、私自身もケルン市におけるツンフトの起源と本質に関する論文を発表して、古典理論（生業説）の正しさを論証することができたが⁽¹⁸⁾、その後ドイツのツンフト・手工業史に関しては、研究を飛躍的に発展させた画期的業績が公刊されるに至った。それが佐久間弘展氏の論文集『ドイツ手工業・同職組合の研究——一四〇—一七世紀ニュルンベルクを中心に——』（創文社、一九九九年）である⁽¹⁹⁾。これによってわが国の研究水準は一段と高い所に設定されたわけであり、従って今後はこの水準に応じた形で、更に多くの都市について本格的研究がなされていくことが大きく期待されているのである。

(1) ツンフトという言葉は、限定された意味で用いられる場合があるが（森田安一「スイスにおけるツンフトと都市政治体制」社会経済史学五三巻三号、七五頁以下参照）、一般には、ギルド、メティエ、アルテ、アムト等々の言葉と共に、中世都市の同職組合を示す言葉として用いられているので、本稿でもこの意味においてツンフトという言葉を用いる。

(2) 田北広道「西欧中・近世のツンフト・手工業史に関する最近の研究動向——西ドイツ学界を中心に——」（福岡大学商学論叢

三一—三・四) 三二頁。

- (3) 差当り、J・クーリツシエル、伊藤栄・諸田実訳『ヨーロッパ中世経済史』東洋経済新報社、一九七四年、二九二頁以下参照。

- (4) G.v. Below, Die Motive der Zunfthildung im deutschen Mittelalter, in: Historische Zeitschrift 109(1912), S.23-48, und: Probleme der Wirtschaftsgeschichte, Tübingen, 1920, S.258-301 (林毅・阪上眞千子訳「ドイツ中世におけるツンフト形成の動機」阪大法學四八—三、二七九頁以下)。

- (5) M・ヴェーバー、黒正厳・青山秀夫訳『一般社会経済史要論』岩波書店、一九五四年、二七一頁。

- (6) M・ヴェーバー、上掲書、二七二頁。

- (7) 以下の文章において括弧内の文章は、田北氏の叙述を引用したものである。

- (8) 田北氏が、ドイツにおけるツンフト・手工業史の研究史・学説史を紹介した論稿に、もう一つ「中・近世ライブラントにおけるツンフト・手工業史研究の諸問題——ライン都市図を中心とした中間総括(1)(2)——」(福岡大学商学論叢三四—二、三、四)があるが、この中でも田北氏は、「これまで支配的地位を占めてきた静態的な生業説が解体されてきている」と述べて、自らの誤りを繰返している。また田北氏は、その著作『中世後期ライン地方のツンフト「地域類型」の可能性』九州大学出版会、一九九七年、の序論「研究史の概観」第一節「ツンフト・手工業史の新潮流・ドイツ学界を中心に」において、「これまでのところ古典学説の解体は、普遍性をもつ提案の提示にいたってはいない」(三頁)とか、「七〇年代以降旧東西ドイツ学界におけるツンフト・手工業史の研究潮流を概観し、生業説・反動テーゼに代表される古典学説の解体を確認した。もともと、古典学説に匹敵するような普遍性をもつ新理論の提示には至っていない」(八頁)などと記されている。しかし本稿で明らかにしたように、「古典学説が解体した」というのは明白な誤りであるし、かりに古典学説の問題点がいくつか指摘されているとしても、古典学説に代る新理論が提示されていない以上、古典学説の解体などという表現は、学界の常識からして決して用いるべきものではない。こういう他人に誤解を与える表現を用いることは、学界全体に

対して大きな悪影響を与える恐れがあるので、以後厳に慎まれることを田北氏に要望しておきたい。

- (9) E. Emen, Die europäische Stadt des Mittelalters, Göttingen, 1979.
- (10) エーデイト・エネン、佐々木克己訳『ヨーロッパの中世都市』岩波書店、一九八七年、一七七頁。
- (11) H. K. Schulze, Grundstrukturen der Verfassung im Mittelalter, 2 Bände, 2. verbesserte Auflage, Stuttgart · Berlin · Köln (Verlag W. Kohlhammer) 1990-92.
- (12) H・K・シュルツェ、千葉徳夫他訳『西欧中世史事典』ミネルヴァ書房、一九九七年、二九一頁。
- (13) E. Isenmann, Die deutsche Stadt im Spätmittelalter, Stuttgart, 1988, S.311.
- (14) E. Engel, Die deutsche Stadt des Mittelalters, München, 1993, S.155.
- (15) K. S. Bader/G. Dlicher, Deutsche Rechtsgeschichte, Berlin · Heidelberg · New York, 1999, S.524.
- (16) 伊藤栄『西洋中世都市とギルドの研究』弘文堂、一九六八年、宮下孝吉『西洋中世都市発達の諸問題』一条書店、一九五九年、第八論文「中世ウイーンにおける手工業者の組織」、G・シュモラー、瀬原義生訳『ドイツ中世都市の成立とツンフト闘争』未来社、一九七五年、瀬原義生「シュトラスブルクにおけるツンフト闘争(上)(下)」(立命館文学二二五、二二六)、服部良久「中世末期のリューベックにおける市民闘争」(史林五九一三)、田北広道「中世後期のケルン財政構造と『ツンフト闘争』—ケルン都市会計簿の分析を中心に—」(社会経済史学四三—五)、同「二四—一五世紀ツンフト制度の変容について—ケルン綿・絹工業を中心に—」(経済学研究四四—二—三)、同「二四—一六世紀ケルンにおけるツンフト制度の変質過程—中世後期ケルン経済構造の転換の基礎過程—」(経済学研究四六—四・五)、阿部謹也「中世ハンブルグのビール醸造業と職人」(一橋論叢八三—三三)、クヌート・シュルツ、魚住昌良訳「後期中世及び近世初期上ライン諸都市の職人と賃労働者」(社会経済史学三九—五)、K・シュルツ、魚住昌良訳「ドイツにおけるツンフトおよび職人制度研究の新動向」(比較都市史研究二—二)、小倉欣一「ギルドとツンフト—最近の西ドイツ学界の動向から—」(経済論集六—二)、同「中世フランクフルトの織物業」(東洋大学経済研究所『経済研究報告』七)、同「ツンフト手工業者と家族経営」(史潮

- 一八)、同「中世フランクフルトの同職組合」(東洋大学経済研究所『経済研究年報』一二)、拙著『ドイツ中世都市と都市法』創文社、一九八〇年、二五四頁以下「ツunft闘争概史」。
- (17) 『社会経済史学』五三―三、第五五回大会特集号「都市共同体とギルド」、一九八七年。
- (18) 拙稿「中世都市ケルンのツunftについて―その起源と本質―」(阪大法学四六一三、後に拙著『ドイツ中世自治都市の諸問題』敬文堂、一九九七年、に収録)。この拙稿の中で私は、ケルンのツunft・手工業史について今後解明されるべき問題点について指摘しておいた。
- (19) 佐久間氏の業績の他にも、次のような研究成果が存在する。服部良久「中世リユーベックの兄弟団について」(中村賢二郎編『都市の社会史』ミネルヴァ書房、一九九五年所収)、田北広道「二四―一六世紀ケルン職人史研究序説―中世後期職人運動「非展開」地域の構造解明に向けて」(福岡大学総合研究所報一〇五)、同「二五―一六世紀ケルン職人運動の諸要因―ツunft史の枠を越えて―」(福岡大学商学論叢三三―一)、同「中世後期職人史研究の新動向―一九七〇年代以降のドイツ学界―」(福岡大学総合研究所報一三五)、中村賢二郎「ツunftと賤民」(中村賢二郎編『都市の社会史』ミネルヴァ書房、一九八三年所収)。